

## 被扶養者認定書類一覧表

令和8年2月5日更新

扶養する家族の状況		提出／添付書類	同一世帯になくてもよい人				同一世帯が条件の人			注意事項等
			配偶者	父 母	子	孫 ・ 兄弟 姉妹	祖 父 母	甥 ・ 姪	義 父 母	
必ず提出する書類		健康保険被扶養者（異動）届	<input type="radio"/>	共働き等で配偶者を扶養していない社員が子供を扶養するときは、「被扶養者（異動）届」に配偶者の収入証明を添付						
		被扶養者認定申請書（16歳未満は不要）	<input type="radio"/>							
		市区町村役場で交付される所得証明書の原本or課税・非課税証明書の原本or住民税決定通知書の写直しのものいづれか1点（16歳未満は不要）	<input type="radio"/>							
		学生証の写（16歳以上で学生の場合）	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>		
その他必要な証明書類	退職した人	離職票1の写or事業主交付の資格喪失確認通知書の写or退職証明書or社会保険資格喪失証明書	<input type="radio"/>	退職後雇用保険を受給し、基本手当額が3,612円以上（障害者または60歳以上の方は5,000円以上）の場合は、扶養に入れることはできません。ただし、雇用保険受給までの待機期間中は扶養に入れることができます。						
	雇用保険の受給が終了した人	雇用保険受給資格者証（写）								
	現在働いてる人	給与明細書（写）および収入見込額証明	<input type="radio"/>	給与明細書は連続する直近3ヶ月分の写収入見込額（今後一年間）証明は事業主印が必要給与等収入が月額108,334円以上（障害者または60歳以上の方は150,000円以上）ある場合は、扶養に入れることができません。						
	個人事業／不動産所得のある人	収支内訳書などを含む「確定申告書」（写）	<input type="radio"/>	税務署の受理印が押印された確定申告書の写し						
	個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届書（写）	<input type="radio"/>							
	年金受給者	最近の公的年金振込通知書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="triangle"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	申請中の場合は、年金見込額照会回答票遺族年金、障害者年金等の非課税分も対象
	別居の人	振込元、振込先、金額が明示されている仕送りに関する証明（銀行振込等）	<input type="triangle"/>			銀行振込通知書（写）等送金事実の証拠となる書類（直近6ヶ月）				
	親族／同一世帯等が証明されるもの	住民票の謄本（世帯全員）	<input type="triangle"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	養父母、養子の場合は戸籍謄（抄）本、内縁関係は住民票により同居を確認（別居の場合は認定不可）				
		戸籍謄（抄）本	<input type="triangle"/>	※住民票は、本籍地及び住民基本台帳番号並びに個人番号が記載されていないもの（続柄の記載は必要）						
		外国人登録済証明書、在留カード、特別永住者証明書（外国人の場合）	<input type="triangle"/>							
	障害者	障害者手帳（写）	<input type="triangle"/>							

○印：必ず提出

△印：該当する人は添付が必要

▲印：健康保険組合が必要と判断した場合添付が必要

注）扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。